

『人・農地プラン』……令和2年度

市町村名 知名町	対象地区名 芦清良	作成年月日 平成24年11月	更新年月日 令和3年3月
-------------	--------------	-------------------	-----------------

1 対象地区の現状

農地の利用状況…調査は毎年8月に実施	筆	面積(m ²)	構成率	農家の意向調査…最適化推進への基本構想	摘要
① 農地中間管理機構への集積農地(84名)	397	806,860	50.71%	①地区内(大字芦清良)の農地の合計面積(m ²)	1,591,208
② 基盤強化法に基づく集積農地	25	47,816	3.01%	その内、①～⑦は守るべき農地(最適化推進の対象地)	1,585,595
③ 自己名義分の自己管理地	118	165,739	10.42%	その内、⑧は非農地判断の申請予定地	4,584
④ 親族名義分の代行管理地	214	289,709	18.21%	その内、⑨は転用許可の申請予定地	1,029
⑤ みなし耕作農地	181	260,905	16.40%	②地区内の農家総世帯数(自給農家含む、入り作は除外)	92世帯
⑥ 隣人による管理地(狭小地)	23	1,464	0.09%	その内、後継者がいる農家世帯数(自然継承に期待)	72世帯
⑦ 遊休農地(A分類)…再生可能な農地	12	13,102	0.82%	その内、後継者が定かでない65歳以上の農家世帯数…※	20世帯
⑧ 荒廃農地(B分類)…再生困難な農地	7	4,584	0.29%	※印の農家による放出想定面積(5～10年後を目安)	143,247
⑨ 公共利用(ふれあい公園)	2	1,029	0.06%		
全筆合計	979	1,591,208	100.0%		

2 対象地区の課題

- ①、農家戸数の減少度合いに対して、担い手の確保が追いついていない。よって、次世代担い手の育成がこの地区の最重要課題である。
- ②、中心経営体への農地の過重集積が差し迫ってくる中で、就農環境の新たな見直しが必要である。
- ③、農業機械が大型化する中、農地の高度利用を図るため交換や区画拡大等を政策的に推進する必要がある。

3 対象地区における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

- ①、農地の集積・集約は、原則として農地中間管理機構を活用して推進するものとする。
- ②、「使える農地を⇒使いつつ⇒使える人に」というスローガンの基に、農地のマッチングは「迅速、且つ、公正」に推進するものとする。
- ③、農地が親族・縁者・隣人等へと受け継がれてきた地域性を踏まえ、マッチングはその慣例を尊重して推進するものとする。

4 「農地利用の最適化」を推進するための必要な取り組み

- ①、すべての農家が遊休農地の発生防止に向けて、「守るべき農地」のモニターの役割を担うものとする。
- ②、有効な支援事業等の活用を図り、調和の中で「農地利用の最適化」を地域全体で取り組むものとする。(農地保全組織の設立)
- ③、農地の集積・斡旋等は、公平性・公正性を確保して地域の伝統を踏まえて取り組むものとする。(農地の集積要領)
- ④、マッチングは許容面積や条件の範囲内で推進する。尚、緊急時の「耕作代行」もこれを準用するものとする。(マッチングの推進計画)